

～ 探偵業者の皆さまへ ～

探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

改正に伴う変更点は、以下のとおりになります。

< 探偵業届出証明書の廃止 >

令和6年4月1日以降は、開始届出や変更届を受理した際、探偵業届出証明書は交付しません。

開始届を受理した際、証明書の代わりに受理番号を通知します。

< 手数料の廃止 >

探偵業届出証明書の廃止に伴い、探偵業のすべての届出において手数料が不要になります。

< 標識の作成と掲示義務 >

探偵業者には、「標識」の掲示が義務付けられます。

探偵業者の営業所ごと、施行規則に基づく「標識」を作成し、営業所の見やすい場所に掲示しなければいけません。

また、管理するウェブサイトにも「標識」を掲示しなければいけません。

ただし、

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

は、ウェブサイトへの「標識」の掲示義務は除外となります。

令和6年4月1日以降、現在交付されている探偵業届出証明書に代わり、必ず「標識」を作成して掲示して下さい。

なお、現在交付されている探偵業届出証明書は、返納する必要はありません。

大阪府警察本部生活安全部保安課
TEL 06-6943-1234(内線31781)

